住民税均等割非課税世帯などの皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円) ※受給には手続きが必要です!

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイル ス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■給付金の支給額

1世帯あたり 10万円

■給付金の支給時期

確認書の受付日から3週間前後が 目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯 令和3年1月以降の収入が 減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)

要返送

下野市から確認書が届きます 提出期限:確認書の発行日から3か月以内 令和3年12月10日時点で住民登録のある 世帯主さま宛てに、2月下旬以降、確認書を送付します。

詳しくは次ページ「I」へ

申請が必要です

申請期間:令和4年3月1日火 ~令和4年9月30日金

申請時点で下野市に住民登録のある方は 下野市社会福祉課に申請してください。 ※申請書は社会福祉課で配布します。

詳しくは次ページ「Ⅱ | へ